

第 68 回全日本障害馬術大会 2016 Part I 実施要項

主催：公益社団法人 日本馬術連盟 運営：障害馬術本部実行委員会

※下線部：昨年度からの主な変更箇所

1. 期日 平成 28 年 11 月 17 日（木）～ 20 日（日）

2. 会場 日本中央競馬会 馬事公苑
東京都世田谷区上用賀 2-1-1
※大障害競技：グラスアリーナ、中障害競技 A・B：メインアリーナ

3. 競技種目および日程（競技日程は都合により変更することがある）

第 1 日目（11 月 17 日）

フレンドシップ競技

- I H 130cm 以下（於：メインアリーナ）
- II H 120cm 以下（於：メインアリーナ）
- III H 140cm 以下（於：グラスアリーナ）

第 2 日目（11 月 18 日）

第 1 競技 中障害飛越競技 A（スピードアンドハンディネス中障害 A）

基準 C 239 条 263 条

H135cm 以下 W160cm 以内 13 障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする

第 2 競技 大障害飛越競技（スピードアンドハンディネス大障害）

基準 C 239 条 263 条

H145cm 以下 W170cm 以内 13 障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする

第 3 競技 中障害飛越競技 B（スピードアンドハンディネス中障害 B）

基準 C 239 条 263 条

H125cm 以下 W150cm 以内 13 障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする

第 3 日目（11 月 19 日）

第 4 競技 中障害飛越競技 A（標準）

基準 A 238 条 2.1（ジャンプオフは行わない）

H140cm 以下 W160cm 以内 分速 375m 水濠 350cm 以内 13 障害以下

第 5 競技 大障害飛越競技（標準）

基準 A 238 条 2.1（ジャンプオフは行わない）

H150cm 以下 W170cm 以内 分速 375m 水濠 400cm 以内 13 障害以下

第 6 競技 中障害飛越競技 B（標準）

基準 A 238 条 2.1（ジャンプオフは行わない）

H130cm 以下 W150cm 以内 分速 375m 水濠 350cm 以内 13 障害以下

※ 第 2 日目の競技（スピードアンドハンディネス）に出場しなかった人馬は第 3 日目の競技（標準）に出場することはできない

第4日目(11月20日)

第7競技 中障害飛越競技A(決勝)

基準A 238条2.2(ジャンプオフは基準Aで行う)

H140cm以下 W160cm以内 分速375m 水濠350cm以内 13障害以下

第8競技 大障害飛越競技B(決勝)

基準A 238条2.2(ジャンプオフは基準Aで行う)

H150cm以下 W170cm以内 分速375m 水濠350cm以内 13障害以下

第9競技 全日本障害飛越選手権

基準A 273条1, 2.2, 3.4.2, 4.4(ジャンプオフは基準Aで行う)

H160cm以下 W180cm以内 分速375m 水濠400cm以内 13障害以下

※ 第1ラウンドにて完走した人馬のみ、第2ラウンドに出場できる

第10競技 中障害飛越競技B(決勝)

基準A 238条2.2(ジャンプオフは基準Aで行う)

H130cm以下 W150cm以内 分速375m 水濠350cm以内 13障害以下

【決勝・選手権競技 出場人馬決定方法】

- (1) 第7競技と第10競技の出場権については、スピードアンドハンディネス競技と標準競技における順位点の合計点の少ない**各上位60%**(第2日目の第1競技、第3競技の出場数に基づく)までの人馬が出場できる。ただし、いずれかの競技で失権もしくは棄権した人馬には順位点を与えず、決勝競技の出場権はない。
- (2) 第8競技の出場権については、決勝競技の宣言を第8競技としている人馬のうち、スピードアンドハンディネス競技と標準競技における順位点の合計点の少ない**上位20組**の人馬が出場できる。ただし、いずれかの競技で失権もしくは棄権した人馬には順位点を与えず、決勝競技の出場権はない。
- (3) 第9競技の出場権については、決勝競技の宣言を第9競技としている人馬のうち、スピードアンドハンディネス競技と標準競技における順位点の合計点の少ない**上位20選手**が出場できる。ただし、いずれかの競技で失権もしくは棄権した人馬には順位点を与えず、選手権競技の出場権はない。また、複数の馬匹で出場権を得た選手は、出場馬1頭を宣言しなければならない。なお、宣言外の馬匹は選手権競技に出場できない。
- (4) 順位点は、第1位を1点とした各順位をその人馬の順位点として配点し、スピードアンドハンディネス競技と標準競技の点数を出場人馬ごとに合計する。順位点が同点の場合は、スピードアンドハンディネス競技の成績上位の人馬を上位とする。

4. 出場順

- (1) 第1競技から第3競技の出場順は、各グレードの乗馬ランキングポイント獲得順位を基に下位の馬匹から出場する。ただし、第2競技については、第9競技に宣言している馬が出場した後、第8競技に宣言している馬が出場することとする。
- (2) 第4競技から第6競技の出場順は、第1競技から第3競技の成績のリバースオーダーとする。ただし、第5競技については、第9競技に宣言している馬が出場した後、第8競技に宣言している馬が出場することとする。
- (3) 第7競技から第10競技の出場順は、順位点合計のリバースオーダーとする。
- (4) 複数の馬匹で出場する選手に対しては、実行委員会がその出場順を調整する場合がある。

5. 参加資格

- (1) 選手は、申し込み時において日本馬術連盟の登録会員で、かつ日本馬術連盟騎乗者資格 B 級以上の取得者であること。
- (2) 日本馬術連盟が特に認めた者。
- (3) 馬匹は、申し込み時において日本馬術連盟の登録馬であること。
- (4) 日本馬術連盟の登録会員でない団体は、所属の名称として使用できない。

6. 参加条件

- (1) 選手の出場は、1 競技につき一選手 3 頭までとする。
- (2) 馬匹の出場は、同一競技につき 1 回限りとし、グレードを重複できない。
- (3) 第 1 競技と第 4 競技ならびに第 7 競技、第 2 競技と第 5 競技ならびに第 8 競技または第 9 競技、第 3 競技と第 6 競技ならびに第 10 競技は、各々同一人馬が出場しなければならない。
- (4) 中障害 B
 - ① **平成 28 年 10 月 23 日 (日)** までの公認競技会における中障害 B 乗馬ランキングポイント **上位 60 位** までの馬匹。
 - ② **61 位～80 位** を予備馬とする。ただし、欠員が生じた場合は順次繰り上げる。
 - ③ 第 68 回全日本障害馬術大会 2016 Part II の中障害 C 決勝競技における、上位 5 位までの人馬。
 - ④ 第 40 回全日本ジュニア障害馬術大会 2016 のヤングライダー選手権における、上位 3 位までの人馬。
- (5) 中障害 A
 - ① **平成 28 年 10 月 23 日 (日)** までの公認競技会における中障害 A 乗馬ランキングポイント **上位 40 位** までの馬匹。
 - ② **41 位～60 位** を予備馬とする。ただし、欠員が生じた場合は順次繰り上げる。
- (6) 大障害 (大障害 B / 選手権競技)
 - ① **平成 28 年 10 月 23 日 (日)** までの公認競技会における大障害乗馬ランキングポイント **上位 40 位** までの馬匹。
 - ② 決勝競技 (第 8 競技あるいは第 9 競技) の選択は、参加申込と併せてどちらの競技に出場するか宣言しなければならない。また、申込締切日以降の宣言の変更は一切認めない。
- (7) 申込時点で障害馬術ナショナルチームに認定されている選手は、推薦枠で 大障害競技 に出場することができる。
- (8) エントリー状況に応じて、参加頭数を調整する場合がある。

7. 競技会規程

日本馬術連盟競技会規程第 28 版、日本馬術連盟獣医規程による。

8. 選手の服装および馬装

- (1) 服装は、日本馬術連盟競技会規程第 28 版による。特に、いかなる場合でも騎乗する際は、3 点で固定された保護用ヘッドギアを適正に着用すること。保護用ヘッドギアを着用しない場合は出場を認めない (選手以外の者が騎乗する場合も同様とする)。
- (2) 馬装は、日本馬術連盟競技会規程第 257 条による。
- (3) 障害馬術ナショナルチームメンバーに認定されている選手は、日の丸付きの赤色の上衣を着用すること。

9. フレンドシップ競技

- (1) この競技への出場は義務付けない。
- (2) 選手は、本競技出場選手以外の指導者も出場できるが、本要項 5.(1)を満たしていること。
- (3) 馬匹は、この競技 I・II・III を通して 1 頭につき、2 鞍までとする。
- (4) この競技のエントリーは参加申込にあわせて行うこと。なお、競技進行の状況により変更・追加を認める場合がある。
- (5) 服装は、正装でなくてもよいが見苦しくない服装で、長靴および定められた保護用ヘッドギアは必ず着用のこと。
- (6) 出場順は日本馬術連盟ウェブサイトにて発表する。

10. 参加料

- (1) 選手参加料 34,000 円/1 人馬 (2 種目分)
 - ※ 各決勝競技の参加料は徴収しない。
 - ※ 参加料の内、1 種目あたり 2,000 円を任意のオリンピック協賛金とする
 - (2) 馬匹参加料 10,000 円/1 頭
 - ※ 障害馬術ナショナルチームメンバーについては、一選手 3 頭まで大障害競技に本項(1)(2)を無料で申し込むことができる。なお、騎乗する馬匹は、本要項 6.(6)①を満たしていなくてもよいが、ポイント締切日までに大障害グレード申請を完了していること。
 - (3) フレンドシップ参加料 10,000 円/1 鞍
 - (4) 振込先 三井住友銀行
日本橋東支店
普通口座
口座番号 7473294 (名義) 障害馬術本部実行委員会
- ※ 参加料の納入は、**銀行振込のみ**とする(振込以外は受け付けない)。
※ 一度納入した参加料はいかなる場合でも返却しない。ただし、参加料を納入後、参加できないことが判明した予備馬がいた場合と、主催者側の都合により競技を取りやめた場合は、この限りではない。

11. 申込方法および締切

- (1) 参加申込は、資格馬発表よりオンラインで受け付けし、**平成 28 年 10 月 31 日 (月)** までの到着分までとする。
- (2) 予備馬については、参加条件を満たしている馬匹と同様に、仮申込としてエントリーと入金を締切日までに行うこと。なお、仮申込をした予備馬が繰り上げとならず、大会に出場できない場合は、実行委員会から申込者に連絡し、出場できない馬匹に係わる参加料等を返金する。
- (3) 申込に不備等がある場合は、出場を認めない場合がある。
- (4) 申込締切後、エントリー済みの選手が怪我あるいは疾病などやむを得ない事情により出場できないことが判明した場合、打合せ会の前日までに指定の様式および医師の診断書の提出があれば、エントリーしていない選手への交代を認める。ただし、交代する選手は、本要項 5.および 6.を満たしていること。なお、人馬の組み合わせで出場権を得てエントリーを行なっている場合、この限りではない。また、手続きについては日本馬術連盟ウェブサイトにて確認のこと。

12. 宿泊

- (1) 選手および選手関係者の宿泊は各自手配すること。
- (2) 厩舎地区は禁煙とし、会場内とその周辺でのテント設営、自炊、火気の使用は認めない。
- (3) 事前の申し込みに限り、参加 1 団体につき 1 名の馬付添い人(男子に限る)の宿舎を、実行委員会が手配する。また、寝具は各自で用意すること。

13. 参加馬の入厩および退厩

- (1) 参加馬の入厩は、平成 28 年 11 月 16 日（水）午前 9 時から午後 3 時まで、および 11 月 17 日（木）午前 9 時から正午 12 時までとする。なお、申込時に到着予定日、到着予定時刻を入力のこと。入厩当日に時間外の到着となる場合は、大会実行委員会まで事前に報告すること。
- (2) 入退厩は、大会実行委員会の指示に従って馬運車の移動を行うこと。また入厩後は速やかに乗馬登録証および馬の健康手帳を大会本部に提出すること。
- (3) 参加馬の在厩期間は、平成 28 年 11 月 16 日（水）から 11 月 20 日（日）までとする。なお、競技開催中は、馬運車の移動はできない。

14. 馬糧および敷料

- (1) 馬糧は、各自が持参し退厩の際は全て持ち帰ること。
- (2) 敷料は、藁のみとし、各自が持参して退厩時には指定された方式に従い処分または持ち帰ること。

15. 馬の防疫

- (1) 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。
 - ①入厩日の 5 年前の 1 月 1 日以降の馬伝染性貧血検査の陰性証明。
 - ②馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 ヶ月以内に 2 回目のワクチン接種を行い、その後、7 ヶ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
 - ・競技場に入厩する 6 ヶ月+21 日以内に補強接種（または基礎接種の 2 回目）を受けていなければならない。ただし、競技場へ入厩する前 1 週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。
 - ・2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とする。
- (2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前 1 週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
 - ・【馬事公苑入厩条件】上記に加えて、以下の条件も満たしていること。
入厩日の 2 週間以上前に、補強接種（又は基礎接種の 2 回目）が実施されていること。また、「馬事公苑入厩条件」を満たしていること。（詳しくは“company.jra.jp/bajikouen/todoke/file/jyouken.pdf”よりダウンロード可）
- (3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマまたは逆性石鹼等で消毒すること。
- (4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中(3 ヶ月)の馬匹は出場できない。
- (5) 上記が守れない場合や申込書類に不備がある場合は、入厩を認めない。

16. ドーピング検査およびホースインスペクション

- (1) 本大会に参加する全ての人馬を対象として、規程に則りドーピング検査を行う予定。
- (2) 馬の管理責任者は、競技会での馬の騎乗者（競技者）とし、厩舎地区の保安管理の如何を問わず、自らの管理責任と薬物検査の結果に対する責任を免れることはできない。
- (3) 平成 28 年 11 月 17 日（木）に第 2 競技出場馬を対象に、ホースインスペクションを行う。会場ならびに開始時刻等については、別途発表する。

17. 打合せ会

- (1) 平成 28 年 11 月 17 日（木）午後 4 時から講堂にて行う。
- (2) 参加団体の代表者 1 名は必ず出席すること(代理出席を認める)。
- (3) 打合わせ会で承認あるいは確認された事項を優先する。

18. 表彰式

- (1) 表彰式の日程は、別途連絡する。
- (2) 表彰式には正装で参加すること。正当な理由なく参加しない者は入賞の資格を失う。

19. 褒賞

- (1) 第1競技から第6競技は、第1位の選手に賞杯を贈り、上位1/4までに馬リボンを贈る。
- (2) 第7競技から第10競技は、第10位までを入賞とし、第1位から第3位までの選手に賞状・メダル・厩舎掛けを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。
- (3) 全日本障害飛越選手権および各決勝競技の優勝者の賞典は下記による。
 - ・全日本障害飛越選手権 日本馬術連盟会長賞（チャレンジ）
フランス大使賞（チャレンジ）
ポーランド大使賞（チャレンジ）
NHK会長賞（チャレンジ）
佐用賞（チャレンジ）
遊佐賞
日本中央競馬会賞（賞状・トロフィー）
 - ・大障害飛越競技 B（決勝） 日本馬術連盟会長賞
日本中央競馬会賞（賞状）
 - ・中障害飛越競技 A（決勝） 日本馬術連盟会長賞
日本中央競馬会賞（賞状）
 - ・中障害飛越競技 B（決勝） 日本馬術連盟会長賞
日本中央競馬会賞（賞状）
- (4) 入賞した馬匹所有者に対し、下記の通り飼育奨励金を支給する。支払いは銀行振り込みとし、馬匹所有者は、表彰式終了後に振込先通知書類を大会本部宛に提出すること。なお、この飼育奨励金は、表彰を受けた者の雑所得となるため、収入に上げる必要があり、申告の対象となる。

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	合計
第7競技	600,000	300,000	150,000	80,000	40,000	20,000	1,190,000
第8競技	700,000	350,000	180,000	90,000	50,000	30,000	1,400,000
第9競技	1,200,000	600,000	300,000	150,000	80,000	40,000	2,370,000
第10競技	300,000	150,000	80,000	40,000	20,000	10,000	600,000
					飼育奨励金 総額		5,560,000

- (5) 第9競技「全日本障害飛越選手権」において第1位から第15位までの選手については、参加奨励金として100,000円を日本馬術連盟マーケティング活動で得た資金から支給する。支給は銀行振り込みとし、表彰式終了後に振込先通知書類を大会本部宛に提出すること。なお、この奨励金は、奨励を受けた者の雑所得となるため、収入に上げる必要があり、申告の対象となる。

20. その他

- (1) 資格を誤って申し込んだ場合は出場を認めない。また、競技期間中に発見された場合は失格とし、以後実施される競技には出場できない。
- (2) 参加選手は、会員証、乗馬登録証、馬の健康手帳および健康保険証（またはそれに代わるもの）を持参すること。
- (3) 選手は何らかの傷害保険に加入していること。
- (4) 事故のないように十分注意すること。万一の場合、応急処置は講ずるが大会実行委員会および主催者はその責を負わない。
- (5) 一般観覧者に対して事故のないよう十分注意すること。
- (6) 競技場周辺あるいは練習馬場等において事故のないよう細心の注意を払うこと。
- (7) 厩舎地区およびその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- (8) 厩舎地区およびその周辺は火気厳禁とする。
- (9) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体ですべて持ち帰ること。
- (10) 競技会場が定める遵守事項および打合わせ会における注意事項を厳守すること。
- (11) 一般車および馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。
- (12) 大会実行委員会からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- (13) 選手および関係者はメディカルカードを常に携行すること。
- (14) 本大会の実施種目は、日本馬術連盟のランキングポイントの対象種目としない。
- (15) 日本馬術連盟ウェブサイトに掲載の案内に注意すること。